

平成28年第3回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

平成28年5月11日 開会

平成28年5月11日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成28年第3回新十津川町議会臨時会

平成28年5月11日（水曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 選任第1号 広報広聴常任委員の選任について
- 第4 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて
- 第5 議案第38号 平成28年度新十津川町一般会計補正予算（第1号）
- 第6 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 第7 議案第40号 工事請負契約の締結について
- 第8 議案第41号 財産の取得について
- 第9 議員の派遣について

○出席議員（11名）

1番	進 藤 久美子 君	2番	杉 本 初 美 君
3番	鈴 井 康 裕 君	4番	小 玉 博 崇 君
5番	白 石 昇 君	6番	西 内 陽 美 君
7番	安 中 経 人 君	8番	青 田 良 一 君
9番	長 名 實 君	10番	笹 木 正 文 君
11番	長谷川 秀 樹 君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	中 畑 晃 君
会計管理者	谷 口 秀 樹 君
保健福祉課長	野 崎 勇 治 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後 木 満 男 君
建設課長	村 中 忠 夫 君
教育委員会事務局長	遠 藤 久美子 君

代表監査委員 山 本 忍 君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 高 宮 正 人 君

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

ただ今から、平成28年第3回新十津川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則により、議長より指名いたします。

1番、進藤久美子君。2番、杉本初美君。両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎選任第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、選任第1号、広報広聴常任委員の選任についてを議題といたします。

事務局長から提案理由並びに内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは選任第1号、広報広聴常任委員の選任について、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

広報広聴常任委員につきましては、新十津川町議会委員会条例第7条第2項の規定により会期の始めに選任することとしております。

また、広報広聴常任委員会の委員定数は、同条例第2条第3号の規定により、10人としており、任期は、同条例第3条第1項の規定により2年であります。

委員の選任につきましては、同条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、ここに提案した次第でございます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で選任第1号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

広報広聴常任委員の選任方法について、お諮りいたします。

選任の方法については、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、選任の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法については、議長において推選することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、議長において推選することに決定をいたしました。

それでは、広報広聴常任委員を推選いたします。

広報広聴常任委員には、進藤久美子君、杉本初美君、鈴木康裕君、小玉博崇君、白石昇君、西内陽美君、安中経人君、青田良一君、長名實君、笹木正文君。以上の10名を推選いたします。

お諮りいたします。

ただ今推選した10名を、広報広聴常任委員に指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の発言〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、広報広聴常任委員には、進藤久美子君、杉本初美君、鈴木康裕君、小玉博崇君、白石昇君、西内陽美君、安中経人君、青田良一君、長名實君、笹木正文君。以上の10名が選任されました。

○議長（長谷川秀樹君） 引き続き、広報広聴常任委員会を開催し、新十津川町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、常任委員長及び副委員長の互選をしていただきたいと思います。と存じます。

休憩をいたしますので、その間に、常任委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。10時15分まで休憩いたします。

（午前10時05分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時14分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩中に、広報広聴常任委員会において、常任委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が、議長の手元に参りましたので報告いたします。

広報広聴常任委員長に青田良一君。副委員長に白石昇君。以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第37号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。ただ今上程いただきました議案第37号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、新十津川町税条例等の一部改正について、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。

提案理由といたしまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

なお、内容につきましては、住民課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 中畑晃君登壇〕

○住民課長（中畑晃君） それでは、ただ今上程いただきました議案第37号、専決処分の承認を求めることについて。

平成28年3月31日に専決処分いたしました専決第2号、新十津川町税条例等の一部改正の内容をご説明申し上げます。

今回の専決処分でございますけれども、地方税法等の一部を改正する等の法律が本年3月31日に公布されておりました、原則といたしまして平成28年4月1日から施行されたことにより、新十津川町税条例の一部を改正し、併せまして、平成27年第3回定例会に上程いたしました新十津川町税条例等の一部を改正する条例並びに平成28年第1回定例会に上程いたしました行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましても一部を改正する必要が生じたので、併せまして、新十津川町税条例等の一部を改正する条例として制定したものでございます。

改正規定の内容につきましては、お手元の新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の方をご覧いただきたいと思っております。

それでは、1ページの新十津川町税条例の一部改正（第1条関係）からご説明申し上げます。

第56条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定されている条項でございますが、非課税の対象となる施設として独立行政法人労働者健康安全機構が設置する施設の一部を追加するための規定が改正となっております。

また、この独立行政法人は平成28年4月1日から名称が改正されましたので、条文中の独立行政法人労働者健康福祉機構を独立行政法人労働者健康安全機構に改正いたしてございます。

2ページに入りまして、第59条につきましては、第56条の改正と同様に法改正に伴いまして、独立行政法人労働者健康安全機構に関する規定である第16号を追加するものでござ

います。

附則に入ります。

附則第10条の2につきましては、固定資産税の課税標準を軽減するための特例に関する規定でございますが、第4項は、下水道使用者の設置する除外施設に関する規定でございます。これにつきましても法改正の影響によりまして、条文中の号名を第6号から第7号に改めるものでございます。

新旧対照表の3ページに入りまして、改正案の第6項から第10項まででございますけれども、これは再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置として平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得されるものを対象に追加されたものでございます。

第6項は太陽光発電、第7項は風力発電、第8項は水力発電、第9項は地熱発電、そして、第10項はバイオマス発電について、それぞれ課税標準となるべき価格にそれぞれで定める割合を乗じて得た額を課税標準とする規定となっております。

改正案の第14項は、都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域内に誘導すべき医療施設、福祉施設等の整備計画の認定を受けた民間事業者が取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置でございます。

続きまして、附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額に関する規定となっております。第8項は、いわゆる断熱工事が行われた住宅に対する固定資産税の減額に関する措置を規定しているものでございます。4ページに入りまして、第5号の改正規定は、その減額を受ける際の申請書に添付すべき書類といたしまして、国又は地方公共団体から受ける補助金等に関する書類が追加された内容となっております。

以上が、第1条の新十津川町税条例の一部改正に関する内容でございます。

次に、同じく4ページ中ほどからの新十津川町税条例等の一部を改正する条例の一部改正（第2条関係）についてご説明申し上げます。

今回の改正は、改正規定文中の読み替え規定につきまして、それぞれ明確に表現する必要が生じたということから、所要の改正を行ったものでございます。

新旧対照表にございますとおり、いずれにおいても文言の整理となつてございまして、4ページ中ほどから7ページの中ほどまでに至るまで誤読を避けるため等の修正を行ったものでございますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

次に、7ページ中ほどの行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正（第3条関係）についてご説明申し上げます。

今回の改正は、固定資産税評価審査委員会の審査に関する経過措置を定めている附則第3項を改正するものでございます。

改正前の規定では、改正後の規定は平成28年度以後の年度分の固定資産税から適用し、平成27年度以前のもは申出の日によって取扱いが異なる規定となつてございましたが、これを改めまして、改正後の規定を適用するか、従前どおりとするかの判断は、固定資産税に関する公示や通知がなされた日を基準とする旨に改めるものでございます。

次に、議案書に戻りまして、専決処分書別紙の附則についてご説明申し上げます。

議案書の6ページ中ほどになりますので、ご覧いただきたいと思います。

附則第1条は、施行日を定めておりまして、法律の施行日に合わせ平成28年4月1日か

らとしたものでございます。

附則第2条は、固定資産税に関する経過措置を定めたものでございまして、第1項は、第1条の改正規定は、別段の定めがあるものを除きまして、平成28年度以後の年度分から適用することといたしてございます。

第2項から、7ページに入りまして、第6項までの規定は、再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産税の軽減措置の適用開始を、平成28年4月1日以後に取得したものに対して平成29年度以後の固定資産税から適用する旨を規定してございます。

第7項の規定は、集積した医療、福祉、商業施設等の誘導施設を整備した事業者が、当該誘導施設とともに整備した公共施設等に係る固定資産税の軽減措置の適用開始を、平成28年4月1日以後に取得したものに対して、平成29年度以後の固定資産税から適用する旨を規定してございます。

第8項の規定については、熱損失防止改修工事が行われた住宅に対する添付書類の追加の適用を、平成28年4月1日以後に改修したものを対象に平成29年度以後の固定資産税から適用する旨を規定してございます。

以上、議案第37号、専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第37号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） 条例の条文等については、これで結構かなと思いますけども、中身についてちょっとお尋ねしたいことがありますので、お願いしたいと思います。

先ほど、太陽熱を利用した云々という説明がございましたけども、本町でも個人住宅に同様のパネルを乗っけているのも何件か見られます。それから、ご存じだと思いますけども、ふるさと公園付近に、かなりの量のそういった施設が建設されております。あるいは、滝川市内等を歩きますと、かなりの箇所です。そういうものがございまして。

ああいう物が税の上でどのように軽減されているのかを、もう少し具体的に分かりやすく説明いただけないかなということが1点でございます。

もう一つ、車はエコカー減税とか言って、大変分かりやすい形での減税が行われていましてね。同様に住宅も実は、かけたお金といいますか、ここに書いてあるように高度な断熱といいますか、暖房といいますか、そういったものについて軽減されていくというふうな説明があったのではないかというふうに理解しますが、それが、住民に対してどのような形で周知がされておるのか、あるいは補助金等をいただかないで個人で改修したような場合についての情報といいますか、そういうものは行政側でどういうふうに分けて、それを減免の対象とするような形になっているのか、その辺の流れがちょっとよく理解できないものですから、以上2点についてお尋ねをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（中畑晃君） それでは8番議員さんのご質問にお答えいたします。まず1点

目、太陽光発電の関係につきましてでございますけれども、まず大規模な施設として、先ほど、むしむしランド跡地のことがございましたが、具体的なことはなかなか申し上げにくいところもございますけれども、本年の3月31日以前に設置されたものにつきましては、固定価格買取制度。いわゆるFITの対象と認定された一定の設備であれば、この地方税法の改正前の規定によりまして、課税標準を最初の3年度分、価格の3分の2とする特例措置がすでに講じられておりますので、あそこの施設についてもそのようにご理解いただいで構わないのかなというふうに考えております。

また、今回の改正では、新たに固定価格買取制度、FITの対象外の自家消費型太陽光発電設備を対象に追加したものでございますけれども、これについては一定の規模等をいろいろ細かな要件がございますので、それらの対象となるものは、家庭で個人的につけるものについては、なかなか範囲には入ってこないのかなというところがございますけれども、今後、いろんな機会を通じまして、対象となるものについては、設置届と申しますか、確認申請等で確認とれるものについては、お知らせをしていきたいなというふうに考えております。

それから2点目の熱損失防止改修工事、断熱工事の関係ですけれども、今のところ固定資産税の減額の適用、これまでも制度あったわけですが、適用を受けた件数はないという実情でございますけれども、この固定資産税の減税の対象となる改修工事につきましては、平成20年1月1日以前から所在する住宅に対して行われるものでございまして、一定の基準を満たしているものが対象となるという制度でございます。

改修工事の確認申請が出された際に、可能性があれば、これについては情報提供をさせていただいているところがございますけれども、なかなか今のところ申告は実態としては無いということでございます。

なお、この要件を満たせば、工事を行った年の翌年度の固定資産税に対しまして、3分の1に相当する額が軽減されるという内容となっております。

議員さんからのお話があったとおり、周知につきましては、いろいろな機会を設けまして、いずれにしましても確認申請等の手続きがございますので、そのときに住民課からも情報提供していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） こういう情報というのは、住民にとっては有利になると申しますか、きめ細かにやっていくことによって、町側にいえば固定資産税が入らなくなるから損をするということになるかもしれませんけれども、そういうことは抜きにしまして、どのようにしたらそういう方々の該当者と申しますか、増やしていけるかということを一先懸命やるのも行政の仕事かなと、私は思うんですね。

町でやっている耐震化を、個人の住宅の耐震化の診断をやって、耐震化を進めていきたいというふうな部分の狙いもございまして、もう一方ではやはり、こういう制度があるということをやっぴりよく理解をしながら、高气密、高暖房と申しますか、やはりエネルギーをなるべく消費しない中で、北国の生活が快適に過ごせるような部分という形での一つの制度としてこういうものがあるんだろうというふうに、私は理解は申しますけれども、その辺をぜひ、前向きにまだこれから家を建ててくれている人もおられるわけですから、この

辺について、行政的にアドバイスなり、支援なりをきちっとしていただければありがたいかなと思います。

それといま3分の1が軽減されるという話ございましたけども、その3分の1はずっと続くのですか、1年だけなんですか。その辺の説明も加えてお願いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（中畑晃君） この軽減につきましては、あくまでも翌年度分、1年だけというところでございます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） はい、よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第38号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第38号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第1号。

平成28年度新十津川町一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億5,971万7千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては、副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決

賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第38号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第1号につきまして、内容の説明を申し上げます。

16ページ、17ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出予算補正事項別明細書によりまして、補正のある款のみ申し上げます。総括、歳入。

18款、繰入金。補正額50万円、計3億6,904万1千円。この50万円につきましては、財源として財政調整基金から繰入をするものでございます。

歳入合計、補正額50万円、計59億5,971万7千円。

歳出でございます。

2款、総務費。補正額50万円、計8億5,805万7千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

歳出合計、補正額50万円、計59億5,971万7千円。財源内訳で、一般財源50万円でございます。

続きまして、歳出の補正内容をご説明申し上げます。

20ページ、21ページをお開き願いたいと思います。

2款1項10目諸費。補正額50万円、計1億7,637万8千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容でございますが、9番、熊本地震見舞金50万円でございます。これにつきましては、4月14日から九州熊本地方を中心に発生をいたしました群発地震の被災者に対しまして、本町から50万円を見舞金として支出するため、補正計上をさせていただきたいとするものでございます。

以上、平成28年度一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第38号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、平成28年度新十津川町一般会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第39号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第39号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

- 1、契約の目的、菊水区自治会館建替え工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、工事場所、新十津川町字中央。
- 4、契約金額、金9,072万円。これは消費税込みでございます。
- 5、契約の相手方、樺戸郡新十津川町字中央530番地1、株式会社久保田組、代表取締役、久保田哲也。

提案理由といたしまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、裏面に参考資料といたしまして、指名業者名、工事の概要につきましては、お目通しを願いたいと思います。

なお、履行期限は、平成28年11月7日となっております。

以上、提案理由と内容の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第39号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第40号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第40号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

- 1、契約の目的、弥生区自治会館建替え工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、工事場所、新十津川町字弥生。
- 4、契約金額、金8,478万円。

5、契約の相手方、権戸郡新十津川町字中央530番地1、株式会社久保田組、代表取締役、久保田哲也。

提案理由といたしまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

前議案同様、裏面に参考資料を添付してございます。指名業者名、工事の概要につきましては、お目通しを願いたいと思います、

なお、履行期限は、平成28年11月7日となっております。

以上、提案理由と内容の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第40号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第41号、財産の取得についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第41号、財産の取得について。

町は、次のとおり財産を取得する。

1、名称及び数量、除雪トラック専用車1台。

2、取得の目的、建設機械の老朽による更新ということでございます。現有の除雪専用車は、平成12年に購入をしたもので、16年の歳月が経過し、走行距離11万7,441キロメートル除雪作業を行ったことから、老朽に伴う修繕料抑制及び除排雪の効率、体制の充実のために更新をするものでございます。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、取得価格、金3,121万2千円。

5、契約の相手方、砂川市空知太東1条3丁目3番24号、UDトラックス北海道株式会社空知支店、支店長、川崎晃司。

提案理由といたしまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、裏面に参考資料といたしまして、指名業者名、財産の規格等を書いてございますので、お目通しを願いたいと思います。

なお、納入期限は、平成29年1月17日となっております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第41号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 納入期限について、お伺いいたします。これは除雪機械なんで、普通だと10月の中過ぎ、あるいは11月に納入すべきかなと思いますが、これ1月の17日ということは、真冬の真っ盛りの中に納入。これは多分、メーカー側で指定したのかなと思いますが、なぜ、こういうことになったのかお伺いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（村中忠夫君） それでは、ただ今のご質問にお答え申し上げます。一応、これは製作ものでございますので、その製作の期間に関わることを勘案いたしまして、納期限をこれに設定をさせていただいている形でございます。通常だいたい6か月から7か月かかるというふうに言われていますので、余裕を見込んだ形の中で納期を設定をさせていただいてございます、以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。長名實君。

○9番（長名實君） 勘案した結果が1月という、これはベストだとは、私は思えないんで、10月くらいがベストかなと思うので、その辺勘案したというのは、していないと同じことでないかなというように感じしますが、その辺いかかでしょう。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（村中忠夫君） 一応、どうしても受注生産という形の中で、議員さんが言われるように、冬期の除排雪に間に合うよう納車すべきでないかということも十分わかりますけれども、いずれにしても、ここまでかかるという形の中で、最大限、企業さんには努力をさせていただいて、なるべく早めの納車ということ、こちらからも指示はいたしますけれども、納期限が守られないと困りますので、一応、これに設定をさせていただいているということでご理解を願いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

10番、笹木正文君。

○10番（笹木正文君） 同じことを思ったので、それを聞こうと思ったら長名議員さんの方から。そんな中で、この選定に当たって金額とか、あと除雪機の機能的なものは考えられます。そして、今言った納期。これ優先されているのは、どこが優先されて、納期がこれくらいになっても金額が安かったからという考え方もあるし、機能がどうしてもこれが付いていなければならぬから納期がこうなったのかと。一応、これ3社入っているんで、その辺の優先順位的なことをちょっとお伺いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（村中忠夫君） 今回のこちらの更新につきましては、現有車両の老朽という中で、現有車両と全く同じ仕様という形で更新を図ることにしてございます。ですので、優先といたしましては、その機能を現有の機能を保持するための更新ということでございますので、その機能が第1位かなということで考えさせていただいております。

今回この業者さんが3社ということでございますけれども、実際の車両本体の製作につきましては、このUDトラックが製作をさせていただいて、OEM契約といいまして、その車両をこの他者2社に供給した形で、実際の流通が行われているということでございます。実際に今回購入する機械につきましては、この3社しか製造ができないといいますが、そういう形になってございますので、この3社の業者さんを指名した形で、今回はこのUDトラックさんが落札されたという結果でございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局長より、内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） 議員の派遣2件についてご説明申し上げます。

派遣の目的は2件とも、議員の資質向上及び知識習得を図るためのものでございます。

はじめに、公益財団法人全国市町村研修財団主催の市町村議会議員研修、新人議員のための地方自治基本コースです。日程は5月16日から20日までの5日間。場所は滋賀県大津市、全国市町村国際文化研修所であります。派遣議員は、杉本議員並びに小玉議員でございます。経費につきましては、概算で1人当たり7万2千円です。

次は、同財団主催の市町村議会議員研修、自治体決算の基本と実践。行政評価を活用した決算審査です。日程は5月24日から26日までの3日間。場所は同じく全国市町村国際文化研修所であります。派遣議員は、進藤議員でございます。経費につきましては、概算で6万9千円です。

以上、議員の派遣についての内容でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ただ今、議会事務局長より説明のあったとおり、派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、新十津川町議会会議規則第129条の規定により派遣することに決定をいたしました。

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたし

ました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成28年第3回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前10時58分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員